

令和7年度 コミュニティ助成事業補助金 募集要項

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するため、コミュニティ組織等が実施する集会施設の整備やコミュニティ活動に対して助成をするコミュニティ助成事業を行っています。

市では、令和7年度のコミュニティ助成事業への申請団体を募集します。



1. 対象となる団体について

対象となる団体は、自治会（区、町内会）などのコミュニティ組織又はその連合団体です（愛好会、サークル活動団体などは対象外となります）。

2. 対象となる事業について

次の事業が対象となります。

事業名	助成対象経費	事業例	助成額
一般コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に要する事業	御輿の修繕、太鼓、はっぴ、テント等のコミュニティ活動整備	100万円から250万円
コミュニティセンター助成事業	地区集会施設の建設整備に関する事業	コミュニティセンター・自治会集会所等の建設工事	事業費の5分の3 1,500万円上限
地域国際化推進助成事業	多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業。	地域における国際理解を深める事業、国際交流に関する企画展等	200万円まで

※ 助成金は1件10万円単位とします。（10万円未満を切り捨て）

※ 複数の事業を申請することはできませんので、いずれかを選んで申請いただくようお願いいたします。上記「事業例」以外に、補助対象となる場合がありますので、どのような事業が補助対象となるかは、お問い合わせください。

※ コミュニティセンター助成事業については、認可地縁団体名義での建物の所有権保存登記が必要になります。

また、建設予定地に抵当権等の権利関係が付着しているものや相続手続きがすすんでいないもの、所有者全員の承諾書等が得られないものは対象外となります。

3. 対象事業の要件について

- (1) 宝くじの普及広報の効果が発揮できるもの。
- (2) 他の補助金等の交付を受けないもの。
- (3) 過去に本補助金の交付を受けた事業（同種の事業含む。以下同じ。）でないもの又は交付を受けた事業であっても実施してから10年を経過しているもの。
- (4) 他の補助金（香取市山車保存整備事業補助金）等の交付を受けないもの。
- (5) 政治、宗教及び営利活動を目的としていない活動であること。
- (6) 短期的に消費若しくは破損するような設備又は施設の整備ではないもの。

4. 申請方法について

別紙1「実施計画書」に必要な書類を添えて、市民協働課へ提出してください。

【添付書類】

- (1) 会則若しくは規約又はこれに類するもの
- (2) 補助事業の事業計画書
- (3) 補助事業の収支予算書
- (4) 補助事業の見積書等の写し
※ 宝くじの普及広報のために係る費用（例：宝くじマーク入りプレート作成費）も助成対象になります。
- (5) その他（現況写真など）
実施計画書などの様式は市のホームページからもダウンロードできます。
⇒ <http://www.city.katori.lg.jp>

5. 受付期限について

令和6年7月31日（水）《厳守》

6. 注意事項

- (1) 本補助金は、事業ごとに1団体のみの申請となります。そのため、複数の団体から申請があった場合、市の組織であるコミュニティ助成事業選定委員会にて事業を選定し一般財団法人自治総合センターへ申請します。
- (2) 申請した事業に対する助成の決定は、一般財団法人自治総合センターが行います。**申請すれば必ず助成されるものではありません**。また、一般財団法人自治総合センターで事業が実施されない場合もありますので、ご了承のうえ申請してください。

問い合わせ・提出先 香取市 市民協働課 市民協働班 ☎ 50-1261
